

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和5年 5月24日	
栃木県知事 福田 富一	様
提出者 住所 栃木県小山市横倉新田520番地 氏名 東京鉄鋼株式会社 本社棒鋼事業部 本社工場 工場長 中山 義則 電話番号 0285-27-4411	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京鉄鋼株式会社本社棒鋼事業部本社工場
事業場の所在地	栃木県小山市横倉新田520番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(2221) 製鋼・圧延(鉄筋コンクリート用棒鋼)
②事業の規模	製造品出荷額 407億円/年
③従業員数	309人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	排 出 量	9, 382 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 原料の選定及び工程を研究し、ばいじん発生量の抑制に努める。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	排 出 量	9, 500 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 主原料から発生する不純物の発生抑制を日々研究する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管管理及び清掃を徹底し、異物の混入を防止する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の置き場の管理基準を厳守する。

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	1,583 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ばいじんのブリケット化及び電気炉再利用の基準を確立し、電気炉への再投入をしている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	1,800 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ばいじんブリケットの電気炉再利用増量を検討し、年間排出量の削減を目指す。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 別になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 別になし			

## (第4面)

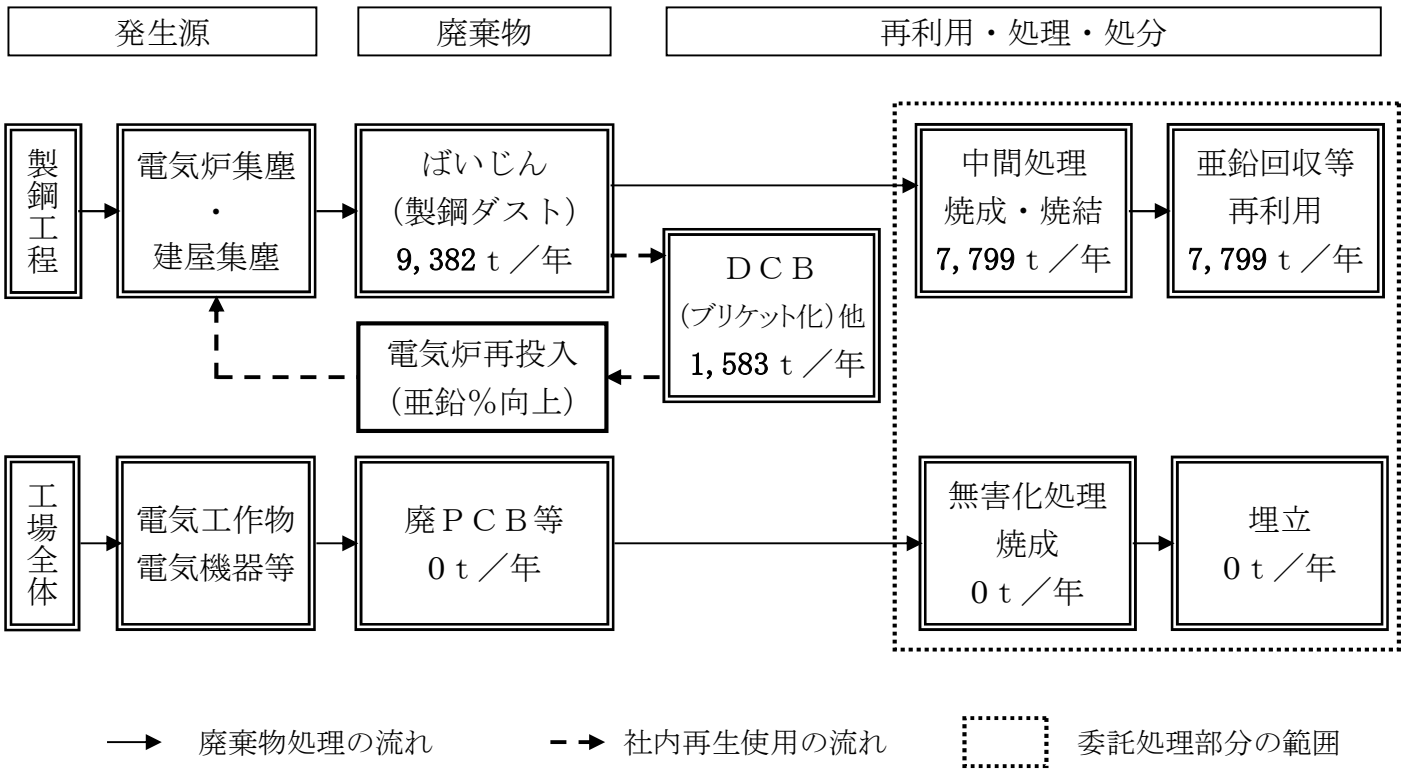
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 別になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 別になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	全処理委託量	7,799 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,582 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	6,217 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ※廃棄物の適切な管理及び法令・通達等の厳守 ※処理委託業者への最終処分状況等の視察及び監視の励行 ※定期的な溶出試験を実施し関係行政への報告 ※処理委託等で再利用を行う中間処理業者を優先的に選定 (再生利用100%化の基準厳守)			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	廃PCB等
	全処理委託量	8,600 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,500 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	7,100 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ※現状通りの管理体制の維持		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	7,855 t	
	(今後実施する予定の取組等) ※電子情報組織の利用100%とする。 ※電子情報組織未加入業者とは契約しない。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 特別管理産業廃棄物処理フロー図（現状）



別紙 2

＜特別管理産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項＞

管理体制図

統括責任者		所 属：本社工場	職 名：工場長
廃棄物担当		組織名：安全環境課 組織人数：4人	職 名：課長
役 割	廃棄物統括 責任者	①特別管理産業廃棄物発生状況・搬出・運搬・処理の確認 ②再生利用・発生抑制等と適性処理等の管理運営上に必要事項 ③特別管理産業廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認	
	廃棄物管理 担当課長	①特別管理産業廃棄物処理計画の企画・立案 ②改善の実施 ③施設の維持管理・施設の操業の監視 ④運搬・処理業者の調査・選定及び管理 ⑤委託契約の締結 ⑥特別管理産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）の交付・管理 ⑦監督官庁への報告・相談 ⑧教育・啓蒙 ⑨その他に関する事項	

廃棄物管理組織一覧

